

問合せ先	財政局税務部市民税課市民税係
	TEL 082-504-2089
	財政局税務部固定資産税課土地係
	TEL 082-504-2094
問合せ先	財政局収納対策部徴収企画課徴収企画係
	TEL 082-504-0160

## 市税等の軽減措置等について

## 1 市税等の軽減措置

## (1) 災害により生じた損失の雑損控除（所得税（平成30年分～）・個人市民税（平成31年度分～））

災害により住宅や家財などに損失を受けた場合には、雑損控除として、損失を受けた年分の総所得金額等の合計額から、次の①・②の算式により計算した金額のうちいずれか多い方の控除額を差し引くことができます。また、雑損控除として損失を受けた年分の総所得金額等の合計額から控除しきれなかった金額は、翌年以後3年間に繰り越して各年の所得金額から控除することができます。

- ①  $\left( \begin{array}{l} \text{損失額（保険金等で} \\ \text{補てんされる金額を} \\ \text{除く。）} \end{array} \right) - \left( \text{総所得金額等の合計額} \times 10\% \right)$
- ②  $\left( \begin{array}{l} \text{損失額のうち災害関連支出} \\ \text{の金額（保険金等で補てん} \\ \text{される金額を除く。）} \end{array} \right) - 5 \text{万円}$

※ 災害により生じた損失が事業用の固定資産などである場合には、事業所得の計算上、必要経費になります。

《手続等について》 所得税については税務署へお問い合わせください。所得税の確定申告が不要な方で、市民税の雑損控除を受けようとする方は、各市税事務所・各税務室へご連絡ください。

## (2) 被災住宅用地の特例（固定資産税・都市計画税（平成31年度分～令和6年度分））

災害により被害を受けた土地のうち次の要件を満たすものについては、平成31年度分又は令和6年度分までの固定資産税・都市計画税について、住宅用地に対する課税標準の特例の適用があります。

- (ア) 災害により滅失し、又は損壊した家屋の敷地であること。
- (イ) 被災年度において、住宅用地に対する課税標準の特例の適用を受けていること。
- (ウ) 平成31年度から令和6年度分までの各年度の賦課期日（1月1日）において、
- ① 原則として、被災時の所有者が所有している土地であること。
  - ② 家屋や構築物の敷地でないこと。
  - ③ 住宅用地として使用することができないと認められる土地であること。

《手続等について》 特例の要件に該当するか調査する必要がありますので、事前に各市税事務所・各税務室にご連絡ください。

### (3) 被災代替家屋の特例（固定資産税・都市計画税）

災害により滅失又は損壊した家屋（被災家屋）の所有者等が、被災区域内において、令和7年3月31日までに、被災家屋に代わる家屋を新たに取得した場合又は被災家屋を改築した場合には、当該取得又は改築された家屋（被災代替家屋）の税額のうち被災家屋の床面積相当分について、その取得又は改築した年の翌年から4年度分につき、固定資産税・都市計画税を2分の1に減額する特例の適用があります。

《手続等について》 特例の要件に該当するか調査する必要がありますので、事前に各市税事務所・各税務室にご連絡ください。

### (4) 被災代替償却資産の特例（固定資産税）

災害により滅失又は損壊した償却資産（被災償却資産）の所有者等が、被災区域内において、令和7年3月31日までに、被災償却資産に代わる償却資産（被災代替償却資産）を取得し、又は被災償却資産を改良した場合には、これらの取得又は改良した償却資産の固定資産税の課税標準を、その取得又は改良した年の翌年から4年度分につき2分の1の額とする特例の適用があります。

《手続等について》 特例の要件に該当するか調査する必要がありますので、事前に財政局税務部固定資産税課償却資産係にご連絡ください。

## 2 市税の徴収猶予

対象となる方	災害により被った損害により、市税を一時に納付できないと認められる方
徴収猶予金額	災害により被った損害により、納税が困難と認められる金額（災害に基づく支出又は損失の額を限度とし、保険金等により損害が補てんされている等の場合には、当該保険金等の金額は、災害に基づく支出又は損失の額から除く。）
徴収猶予の期間	原則として、1年以内（やむを得ない理由があると認められる場合は、納税者からの申請に基づき、当初の徴収猶予期間と併せて2年以内に限り、その期間の延長が可能）

《手続等について》 財政局収納対策部にご連絡ください。

## 3 お問い合わせ先

### (1) 前記1（市税等の軽減措置）について

部 署	連 絡 先
中央市税事務所第一市民税係（中区役所内）	082-504-2564
南税務室（南区役所内）	082-250-8946
東部市税事務所市民税係（東区役所内）	082-568-7719
安芸税務室（安芸区役所内）	082-821-4913
西部市税事務所第一市民税係（西区役所内）	082-532-0942
佐伯税務室（佐伯区役所内）	082-943-9716
北部市税事務所第一市民税係（安佐南区役所内）	082-831-4935
安佐北税務室（安佐北区役所内）	082-819-3913
財政局税務部固定資産税課償却資産係（市役所本庁舎内）	082-504-2127

税 務 署	連 絡 先
広島東税務署	082-227-1155
広島南税務署	082-253-3281
広島西税務署	082-234-3110
広島北税務署	082-814-2111
廿日市税務署	0829-32-1217
海田税務署	082-823-2131
吉田税務署	0826-42-0008

(2) 前記2（市税の徴収猶予）について

部 署	連 絡 先
財政局収納対策部徴収企画課徴収企画係（中区大手町四丁目）	082-504-0160